

みんなの森 ぎふメディアコスモスにおける撮影受入れ実施要領

平成27年11月18日決裁

令和 4年 2月21日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、みんなの森 ぎふメディアコスモス（以下「施設」という。）の有効活用を図るとともに、撮影を通じた施設の知名度の向上、イメージアップ等による本市の発展に寄与するため、施設を対象とした撮影の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「撮影」とは、施設における写真、映画、テレビ、ビデオ及び動画配信用の撮影、投稿料、広告収入等商業利用を目的とした撮影その他これらに類する撮影をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 本市の広報及び報道を目的として行われるもの
- (2) 私的使用（個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内の使用、個人的なソーシャルネットワークワーキングサービスへの掲載等をいう。）を目的とするもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(撮影の申込み)

第3条 撮影を行おうとする者又はその者の代理人（以下「申込者」という。）は、原則として撮影する日の10日前までにみんなの森 ぎふメディアコスモス撮影申込書（様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込むものとする。

- (1) 当該撮影に係る企画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、撮影を承認しない。

- (1) みんなの森 ぎふメディアコスモス条例（平成26年岐阜市条例第61号）第12条各号に規定する禁止行為をするおそれがあるとき。
- (2) 撮影に係る作品の内容又は施設の利用方法が本市にとって不利益になるとき。
- (3) 撮影に係る作品が公開に至る可能性が低いとき。
- (4) 撮影に係る騒音、照明等により施設の周辺住民（以下「周辺住民」という。）の生活に支障が生じるおそれがある場合において、周辺住民から撮影に対する承諾を得られないとき。
- (5) 本市の職員（以下「職員」という。）による撮影の立会いを排除するとき。
- (6) 撮影、撮影に係る作品等（以下「撮影等」という。）により公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (7) 撮影等が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、撮影を承認することが不相当と認めるとき。

(撮影の承認)

第5条 市長は、第3条の申込みがあったときは、速やかに承認の可否について決定し、申込者

に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(承認の条件)

第6条 前条の規定による承認を受けた者（以下「撮影者」という。）は、同条第2項の条件のほか、次に掲げる承認の条件に従わなくてはならない。

- (1) 撮影について、職員との協議を十分に行い、その指示に従うこと。
- (2) 騒音、照明等により周辺住民の生活に支障が生じるおそれがある場合は、周辺住民に対する説明を十分に行い、承諾を得ること。
- (3) 撮影に当たっては、一般の来館者及び通行人の肖像権を侵害しないよう、十分に配慮すること。
- (4) 申込書及び添付書類に記載した内容に変更がある場合は、事前に職員に連絡すること。
- (5) 施設又は付属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失した場合は、直ちに職員に報告を行い、原状の回復、損害賠償その他の指示に従うこと。
- (6) 撮影により事故が発生した場合は、責任を持って対応すること。この場合において、当該事故が人命に関わるものであるときは、直ちに撮影を中止し、救助を最優先とすること。
- (7) 撮影により発生する費用については、撮影者の責任において負担すること。
- (8) 撮影の終了後は、施設を原状に回復するとともに、清掃を行い、ゴミを持ち帰ること。
- (9) 撮影者及びその関係者は、良識ある服装を心掛けるとともに、飲食及び喫煙については、職員の指示に従うこと。
- (10) 撮影の成果物（以下「成果物」という。）には、原則として、「撮影協力：みんなの森 ぎふメディアコスモス」等のクレジットを表記すること。
- (11) 成果物は、市長の求めに応じて提出すること。

(承認の取消し等)

第7条 市長は、撮影者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消し、又は撮影の中止を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 第4条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により撮影の承認を受けたとき。
- (4) 撮影の承認に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定の適用によって、撮影者が受けた損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月21日から施行する。